

石川県保健環境センター動物実験実施規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）及び厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月厚生労働省通知）を踏まえ、石川県保健環境センター（以下「センター」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定める。

(定義)

第2条

(1) 動物実験等

動物を検査、試験研究又はその他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 実験動物

動物実験等のため、施設で飼養し、又は保管しているほ乳類、鳥類及びは虫類に属する動物をいう。

(3) 動物実験計画

動物実験等の実施に関する計画をいう。

(4) 動物実験実施者

動物実験等を実施する者をいう。

(5) 動物実験責任者

動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に係る業務を統括する者をいう。

第2章 所長の責務

(所長の責務)

第3条 センター所長（以下「所長」という。）は、センターにおける動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、本規程に定める措置その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じる。

(動物実験委員会の設置)

第4条 所長は、動物実験計画が本規程に適合しているか否かの審査を行うなど、適正な動物実験等の実施を図るために必要な事項を検討するため、動物実験委員会を設置する。

(動物実験計画の承認)

第5条 所長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について動物実験委員会の審査を経て、その申請を承認し、又は却下する（様式－1及び様式－2）。

(動物実験計画の実施結果の把握)

第6条 所長は、動物実験等の終了後、動物実験責任者から動物実験計画の実施結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じる。

(教育訓練等の実施)

第7条 所長は、動物実験実施者その他実験動物の飼養又は保管等に携わる者(以下「動物実験実施者等」という。)に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管に関する知識を修得させるための教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質の向上を図るために必要な措置を講じる。

(自己点検及び評価並びに検証)

第8条 所長は、定期的に、センターにおける動物実験等に係る本規程及びその他の規程への適合性について、動物実験委員会に点検及び評価を行わせるとともに、当該点検及び評価の結果について、センター以外の者による検証を実施することに努める。

(動物実験等に関する情報公開)

第9条 所長は、この規程及び第8条の規定に基づく点検及び評価の結果等について、適切な方法により公開する。

第3章 動物実験責任者の責務

(動物実験計画の策定)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等の実施に当たっては、あらかじめ動物実験計画(様式-3)を策定し、所長の承認を得なければならない。

2 動物実験責任者は、動物実験計画の立案において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物実験等の目的、意義及び必要性。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに使用条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- (6) 動物実験終了後又は人道的エンドポイントにおいて実験動物を処分する場合は、適切な方法で安楽死処置を行うこと。

(動物実験の実施結果の報告)

第11条 動物実験責任者は、動物実験等の終了後、所長に動物実験の実施結果について報告しなければならない(様式-4)。

第4章 動物実験委員会

(動物実験委員会の役割)

第12条 動物実験委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 所長の諮問を受け、動物実験計画が本規程等に適合しているか否かの審査を行い、その結果を所長に報告すること(様式-5)。
- (2) 動物実験計画の実施結果について、所長より報告を受け、必要に応じ助言を行うこと。
- (3) 自己点検・評価に関すること。

2 動物実験委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 次長(技術)(委員長)
- (2) 健康・食品安全科学部長
- (3) 健康・食品安全科学部副部長
- (4) 委員長が指名する実験動物に関する知識及び十分な経験を有する職員
- (5) 委員長が指名するその他学識経験を有する職員

第5章 動物実験等の実施上の配慮

(科学的合理性の確保)

第13条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえ、動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施する。

(1) 適正な動物実験等の方法の選択

次に掲げる事項に配慮し、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること。

① 代替法の利用

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、実験動物を供しない方法が利用できる場合は当該方法によるなど、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

② 実験動物の選択

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

③ 苦痛の軽減

法及び飼養保管基準における苦痛の軽減に係る規定を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によること。

(2) 動物実験等の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備において動物実験等を実施すること。

(3) 安全管理

動物実験等に当たっては、動物実験実施者等の安全確保及び健康保持のほか、公

衆衛生、生活環境及び生態系の保全上の支障を防止するために相当の注意を払うこと。また、飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう十分に配慮すること。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の飼養及び保管)

第14条 動物実験実施者は実験動物の飼養及び保管について、法及び飼養保管基準に従うほか、飼育環境の微生物制御等の科学的観点から、動物実験等に必要な飼養及び保管方法を踏まえ適切に行う。

第7章 その他

第15条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附則

1 この規程は 令和3年4月1日から施行する。

(様式-1)

年 月 日
動物実験委員会委員長 様
保健環境センター所長
動物実験計画の審査について
別添のとおり動物実験計画書の提出があったので、石川県保健環境センター動物実験実施規程第5条の規定により、審査願います。

(様式-2)

審査結果通知書			
年 月 日			
動物実験責任者 様			
保健環境センター所長			
課題名:			
上記課題に係る実験計画について、動物実験委員会から審査結果の報告があり、次のとおり判定したので通知します。			
判 定	承 認	却 下	
勧告あるいは理由:			

(様式-4)

動物実験終了報告書

年 月 日

保健環境センター所長 様

申請者(動物実験責任者)

所属・職名

氏 名

動物実験が終了したので、石川県保健環境センター動物実験実施規程第11条により、次のとおり報告します。

課 題 名	・実験期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
実験実施の状況 (該当項目に■)	<input type="checkbox"/> 計画書どおりに実験を行った <input type="checkbox"/> 計画書と実験実施内容に相違があった 〔状況説明: 〕 <input type="checkbox"/> 実験を行わなかった 〔理由: 〕
実験結果の概要	
苦痛のカテゴリ 一の判断は適切 であったか (該当項目に■)	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 予測と異なっていた 〔状況説明: 〕
その他	

(様式-5)

審査結果報告書

年 月 日

保健環境センター所長 様

動物実験委員会委員長

課題名:

上記課題に係る実験計画について、動物実験委員会(年 月 日開催)で審査した結果、次のとおり判定しましたので報告します。

判 定

適 合

不 適 合

勧告あるいは理由: